

福利厚生共済事業に関する協定書

会（以下「本会」という。）と本会職員とは、福利厚生共済事業（以下「事業」という。）に関し、以下のとおり協定する。

第1条（目的）

本会は、本会職員の福祉の向上を図るため、本会の責任において事業を行う。

第2条（対象）

事業の対象者は、1年以上の期間を定めて雇用される次の役職員とする。

(1)

第3条（委託）

本会の事業は、掛金の資金運用と受付・情報管理・給付事務等を社会福祉法人福岡市社会福祉協議会へ委託して実施する。

第4条（内容）

本会の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 給付事業（祝金、見舞金、退会一時金等）
- (2) 貸付事業、（生活、慶弔、入学資金等）
- (3) 文化体育事業
- (4) その他の福利厚生事業

第5条（協議事項）

本協定に基づく事業の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度本会と本会職員で対応を協議し、決定する。

第6条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、本会、本会職員に異議のない場合には、さらに1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和 年 月 日

法人名
理事長 公印

法人名
施設名（ ）
職員代表 印